

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①本市の人口構造

本市の人口は、国勢調査の結果では平成22年の101,039人から平成27年には101,514人と増加したが、生産年齢人口である15歳以上65歳未満の人口については、平成22年の67,245人(全体の66.55%)から平成27年には63,637人(全体の62.69%)へと減少した。

②本市の産業構造

本市の産業について、経済センサスの基礎調査結果では、平成21年の事業所総数は4,058事業所で、従業者総数は44,569人である。内訳は第一次産業が40事業所・従業者数246人、第二次産業が702事業所・従業者数10,167人、第三次産業が3,316事業所・従業者数34,156人である。

また、平成26年の事業所総数は3,839事業所で、従業者総数は44,319人である。内訳は第一次産業が41事業所・従業者数275人、第二次産業が624事業所・従業者数9,210人、第三次産業が3,174事業所・従業者数34,834人である。

平成21年に対する平成26年の比較では、第一次産業では事業所数・従業員数とも増加、第二次産業では事業所数・従業員数とも減少、第三次産業では事業所数は減少したが、従業員数は増加した。

なお、事業所総数に占める中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第1項の規定に基づく中小企業者)の割合は平成26年時点で98%である。

③本市の中小企業者の実態等

○製造業

製造業の平成21年から平成26年までの製造品出荷額等の推移では、平成21年の2,012億円から上昇し、平成26年には最高額の2,460億円となった。また、粗付加価値額の推移では、平成21年の885億円から翌平成22年に最高額の1,017億円となったものの、平成25年には774億円まで減少した。翌平成26年には816億円に上昇回復した。

製造業の課題として、操業環境の確保、後継者不足の解消、新たな販路の拡大が挙げられ、経営革新のための施策が求められている。

製造業者は、製造過程での効率化やロスをなくすこと、高い品質管理を維持する

こと等を厳守し操業を行っており、一部の企業では老朽化した設備を随時更新している。

平成29年に市が行った「中小企業支援に関するアンケート調査」では、労働生産性を向上させるための新たな機械装置やロボットの導入を望む事業者が複数あり、併せて導入のための補助金を望んでいる。

○卸売業・小売業

卸売業・小売業の平成3年から平成26年までの年間商品販売額の推移において、卸売業では、平成3年の13億3千万円から平成6年に7億7千万円まで減少した後、平成19年に最高額の23億2千万円にまで上昇した。平成26年には調査方法の変更があり、8億2千万円となった。

また、小売業では、平成3年の9億8千万円から平成9年に最高額の10億9千万円に上昇し、以降は9億円台を推移した。平成26年には調査方法の変更があり、8億5千万円となった。

卸売業・小売業の課題として、後継者不足による事業者数の減少や消費者の購買方法の多様化、周辺都市との地域間競争の激化等により、空き店舗の増加、店舗の売り上げの減少による利益の低下等が挙げられ、解決策として、新たな商品開発、誘客イベントの実施、空き店舗対策等とともに、生産力や販売力を強化するための新たな設備投資が求められる。

(2) 目標

本市の製造業、卸売業・小売業の課題解決並びに少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等による厳しい事業環境を乗り越えるために、新たな設備投資や老朽化が進む設備を生産性の高い設備（先端設備等）に入れ替えることにより、労働生産性の向上を図る。

このことにより、商品販売額や製造品出荷額、粗付加価値額等の上昇による利益創出、経営の安定化、従業員の賃金上昇等を実現するとともに、将来にわたる本市の持続的な経済成長をめざしていく。

目標として、新規の先端設備等導入計画の認定事業者数を毎年度20事業者と定める。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

なお、労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したのものとする。

2 先端設備等の種類

本市域内の生産性を包括的に高めるため、この計画の対象とする先端設備等の条件については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、市内全域に広く所在するため、本計画の対象区域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、様々な業種によって構成されているため、本計画の対象業種は、全業種とする。また、事業については、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・良好な都市環境や都市景観の形成等に十分配慮すること。
- ・先端設備等導入基本計画を認定した事業者の進捗状況について、調査を実施する場合がある。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。